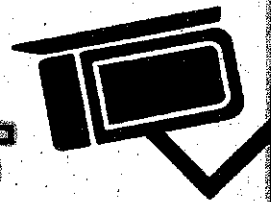


地域防犯カメラの 設置費用を助成します



～日頃の防犯パトロールを補完できます～

地域防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共空間における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設する画像記録装置を有する映像機器をいいます。

1 制度の目的

自治会が設置する地域防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成することで、地域の防犯活動を支援し、犯罪のない安心で安全なまちづくりを図ります。

2 助成対象となる団体

自治会

3 助成対象となる経費

☆地域防犯カメラの購入費用及び設置工事費用

☆地域防犯カメラの設置を示す看板設置費用

※対象外となる経費

- ・各種許可申請費、機器の維持管理費用、移設・撤去費用
- ・施設の維持管理、私有財産の保護を目的とするカメラの設置費用
- ・レンタル、リースによる設置費用

4 助成率等

☆助成対象となる経費の4分の3以内（100円未満切り捨て）

☆1台につき20万円を限度

5 令和3年度助成台数

40台程度

地域防犯カメラの設置を検討する場合は、必ず事前に「さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご理解ください。

また、地域防犯カメラの設置に際しては、プライバシーの保護や個人情報の取扱い十分留意しなければなりません。

防犯カメラ作動中
〇〇自治会

助成金交付の流れ

申請前の相談・準備

【令和3年9月末まで】

設置場所の検討や機器の選定、地域の合意形成など準備には時間を要します。

防犯カメラの設置を考えている自治会の方は、あらかじめ以下の問合せ先にご連絡ください。

○交付申請書類

- ・見積書
- ・配置予定図
- ・自治会会則
- ・警察署から助言を受けていることが分かる書類
- ・地域の合意を得ていることが分かる書類
- ・地域防犯カメラ設置運用規程
- ・収支予算書

助成金の交付申請

【令和3年11月末まで】

助成金の交付決定

事業着手・設置完了

【令和3年12月～令和4年2月中】

事業報告・助成金の交付

【令和4年2月末まで】

※地域防犯カメラは、地域の防犯活動を補完するものであるため、地域の犯罪発生状況を調べ、改めて防犯パトロールを見直したうえで、地域防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

※詳しくは、『地域防犯カメラ設置助成金申請の手引き』を各区役所総務課にご用意しておりますので、参照してください。

※上記の期限を過ぎて、令和3年度助成台数に満たなかった場合は、随時交付申請を受け付けます。また、広く多くの自治会に制度をご活用いただくため、2台目以降の設置も期限後の受付とさせていただきます。

問 合 せ

- さいたま市 市民局 市民生活部 市民生活安全課

☎048-829-1219

- 区役所総務課

西 区 ☎048-620-2613

桜 区 ☎048-856-6123

北 区 ☎048-669-6013

浦和区 ☎048-829-6015

大宮区 ☎048-646-3013

南 区 ☎048-844-7123

見沼区 ☎048-681-6013

緑 区 ☎048-712-1123

中央区 ☎048-840-6013

岩槻区 ☎048-790-0115